

第17回福島家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成23年11月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福島家庭裁判所3階会議室

3 出席者

黒川和明，今野博美，佐藤一夫，佐藤公美，手塚佳子，富田 哲，初又且敏，
布施雄士，吉田千津子，渡辺和子（敬称略，五十音順）

4 開会等

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の再任及び紹介
- (3) 委員長あいさつ

5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

(1) 震災後の事件動向及び対策について

□ 震災後の事件動向及び今後の予測並びに事件動向予測を踏まえた事務処理態勢の整備等の対策について説明した。

● 6月に家事審判事件が増えているが，これは3月に震災があり3か月後の6月に相続放棄が増えたということであり，特例法により相続放棄の期間が11月末日まで延長されたため，7月には審判事件は落ち着きを見せている。

○ 11月末日で特例法による延長期間は終了するが事件数は増加しているのか。

□ 11月分はまだ集計中であり正確な数字ではないが，本庁及び相馬支部を中心として増えている状況である。

○ 手続案内窓口のご案内というチラシの裏面に「福島富岡簡裁の民事事件は郡山簡易裁判所で取り扱っています。」と記載があるが，富岡簡裁の管轄区

域の市町村の事件はすべて郡山簡裁で取り扱っているのか。いわき簡裁でも取り扱っているのか。広野町あたりの住民はいわき簡裁の方が便利ではないか。

- 刑事事件はいわき簡裁で取り扱っているが、民事事件はすべて郡山簡裁で取り扱っている。福島富岡簡裁管内の自治体の避難先が会津地方及び郡山市周辺であったことから、避難住民の裁判所へのアクセス等を考慮してこのような対応策をとったが、100パーセント満足という訳にはいかないのはご理解いただきたい。

○ 震災の影響で顕著に増えている調停事件はあるのか。

□ 相馬支部では、震災をきっかけに、避難のことや子供のことで夫婦仲の悪さが表立ってきたため手続案内に来庁する方がいると聞いている。

震災を機に夫婦仲の悪さが顕在化して調停の申立てに至るという事件がないわけではない。事件自体は震災とは関係ないが、事件当事者が県外に避難しているため話合いが困難になったり、原発事故の影響から福島には来たくないという理由で調停に出頭しなかったり、進行に困難を来すということがある。

○ 行政機関に設置されている、女性のための相談支援センターや男女共生センターにおける相談件数は、震災後、特に増えているということはないが、民間の相談機関では、原子力災害をきっかけに、母親は子供を原発事故の影響から守りたいが父親はそこまではと考えて夫婦関係がぎすぎすしたというような相談が徐々に増えていると聞いている。

- 申立ての受付についても現在は柔軟に受理しているところである。例えば、本来の住所地から避難しているが、子供の養育費について県内避難先の裁判所で調停等の申立てができるような態勢を執っている。

○ 通常の調停事件ならば、腰を据えて当事者の話に耳を傾け解決策を模索することが可能であるが、近々避難することを決めている当事者は、とにかく

早く決めてほしいと希望する。また、浜通りの当事者が会津方面に避難しており、相手方は本庁管内に居住している場合では、裁判所まで出頭する困難さがある。そういった当事者の希望や困難さを踏まえた上で、当事者が納得できる手続を進めてほしい。

(2) 家事事件手続法の施行に向けた取組み

- 前回の家庭裁判所委員会で説明した家事事件手続法の概要及び当庁の取り組み状況を踏まえ、その後の検討の状況について説明した。
- 家事事件手続法が施行される前段階としての施行に向けた現在の運用について、弁護士会に対する連絡や協議は行っているのか。
- 申立書の書式の改訂や申立書写しの送付の試行については、事前に弁護士会に連絡済みである。
- 申立書のひな形について、申立ての趣旨欄で夫婦関係の円満調整を選択した場合、申立ての実情欄にある「酒を飲み過ぎる。」等にチェックすると、円満調整どころか逆効果なのではないかと感じるが、円満調整の場合も、申立書写しを送付するのか。
- 申立書の写しをそのまま送付することになる。円満調整の調停といえども、夫婦関係が一定程度悪化しており、その理由があつてこれまでに送付した事案については、特段問題になったということはない。また、申立ての際には、もう少し詳しく事情を記載した説明書も提出してもらっている。相手方がもう少し詳しく事情を聞きたいという場合は、調停の席等で別途伝えていくことになる。
- 従来の申立書には定型の附票を添付していたが、それはどうなっているのか。
- 現在は、申立ての際に、事情説明書及び進行に関する照会回答書を提出してもらっている。従来の附票にはこれまでの経緯や事情、DVで相手方に対して住所を秘匿しているといったことをまとめて記載してもらっていたが、

当事者から閲覧謄写請求があった場合について検討した結果、これまでの経緯等を事情説明書と照会回答書に分けて記載してもらうこととした。事情説明書は閲覧謄写を許可することもあるが、照会回答書は裁判所に対する進行に関する回答であるので、相手方の閲覧謄写の対象とはしていない。

□ 従来の申立書の様式中、選択項目で「異常性格」という文言があり、前回の家庭裁判所委員会で話題になったところだが、異常性格かどうかについては客観的な基準がないこと等から削ることになった。なお、具体的な行動であれば相手方も覚えがあるだろうということから、他の項目はそのまま残している。

(3) 児童虐待と家庭裁判所の関わりについて～民法及び児童福祉法の改正の意義

□ 児童虐待、児童相談所と家庭裁判所の関わり、児童虐待関連事件の動向及び児童虐待の防止と児童の権利利益擁護のための民法の一部改正について説明した。

○ 家庭裁判所と児童虐待との関わりの中で、臨検捜索許可状の発付は全国的にも数件しかないと聞いているが、なぜそんなに少ないのか。手続として難しいのかあるいは、必要性がないのか。

□ 臨検捜索許可状を使用する場合、ドアチェーンを切り落とす道具を用意する等の必要があるが、福島県の児童相談所の担当者からは、そこまでする必要はなく話に応じてくれると聞いている。

□ 児童相談所は、一方では児童福祉法を効果的に活用するという立場であるとともに、もう一方では児童福祉法28条の審判を申し立てたり、児童福祉法28条審判の後、親子の関係を修復する機関でもある。こういった立場を合わせ持つ児童相談所は、できれば強硬な手続は執らずにすませたく、臨検捜索許可状は使いづらいのかもしれない。世界的に見ると、同様の審判申立てを検察官が担っている国もある。

○ 児童家庭相談員の経験から、児童虐待の相談は非常に多く、その際に弁護

士がいると大変やりやすいと聞いている。そんな中で、児童虐待対応専門員という制度ができ、福島県内も4名の弁護士が選任されている。選任された弁護士は、児童相談所に申入れをしてケース研究を行っているところである。そんな中で、県内で全国ニュースになるような児童虐待事件が過去にあった。専門員の中で問題になったのは、介入とケースワークの機能が矛盾することであり、さまざまな提案がなされているが、弁護士として関わった際に弁護士が虐待した母親に荷担しているというような声も聞こえる等、矛盾している状況を一般には理解してもらえていないことである。児童虐待の問題は、弁護士はもちろんのこと、家庭裁判所や行政も関わっていくのは大変であると感じている。

(4) 法の日週間記念行事について

□ 11月7日（月）に開催された法の日週間記念行事の概要及び結果について説明した。

6 次回期日の指定

次回開催期日を平成24年6月6日（水）午後1時30分とすることが了承された。

7 閉会